## （３）日中一時支援事業

問合せ先　福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

障がいのある方（児童）の日中活動の場を提供し、障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な負担の軽減を図ります。

**○対象者**

自宅等で生活されている障がいのある方（児童）で障害程度区分が「１」以上と判定された方。

**○申請手続き**

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちになり，申請書により手続きをしてください。

**○サービスの決定**

申請に基づき、障がい者の程度区分や介護を行う方の状況等を勘案し、サービスの種類、支給量を決定します。

**○利用料**

原則１割が自己負担です。ただし、課税状況により負担上限月額が設定されます。

## （４）移動支援事業

問合せ先　福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

屋外での移動が困難な在宅の障がいのある方（児童）が、外出される際付き添いのヘルパーを派遣します。

**○申請手続き**

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者福祉手帳をお持ちになり，申請書により手続きをしてください。

**○サービスの決定**

申請に基づき、サービスの必要時間数を決定します。

**○利用料**

原則１割が自己負担です。ただし、課税状況により負担上限月額が設定されます。

## （５）通学支援事業

問合せ先　福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

特別支援学校へ通学する児童に対して、ガイドヘルパーが付き添い公共交通機関等(※)を利用しながら登下校することで、送迎を行う保護者の負担軽減及び児童の自立を図ることを目的とした事業です。

※公共交通機関等　……　通学方法については、特に制限なくバス、鉄道、福祉有償運送（タクシー）等が利用できます。

**○支援の種類**

①個別支援型　１人のガイドヘルパーが１人の対象者に同行し、支援を行う。

②グループ支援型　安全性の確保できる範囲において、１人のガイドヘルパーで対象者最大４人までの支援を行う。

③車両移送型　市が委託するバス事業者において車両を運行し、上記①及び②の対象者に対して、市内から特別支援学校まで決まった経路で移送を行うことにより支援を行う。（ガイドヘルパー同行支援の利用が条件）
※令和５年度運行事業所：「雲仙観光株式会社」
※令和５年度運行先　　：「長崎県立島原特別支援学校」

**○申請、利用手続き**

・利用申請前に、移動支援を行う事業所へ利用計画等について、ご相談をお願いします。
・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちになり、申請書により手続きをしてください。
・申請に基づき、支給（利用）の可否やサービス利用の必要時間数を決定します。利用決定後に、市から受給者証の発行を受け、事業を実施している事業所と契約を結ばれた後に、利用開始となります。

**○利用料**

・利用者においては、原則１割が自己負担です。
・ただし、世帯の課税状況により負担上限月額が設定されます。